

令和4年4月8日

建設工事一般競争入札（指名競争）
入札参加有資格者の皆様

高知市上下水道局企画財務課

建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成27年4月1日から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続する。

記

1 措置の内容

- (1) 入札参加者の拡大策として次の措置を行う。
 - ① 事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大する。

請負対象金額が130万円超の建設工事について、事後審査型制限付一般競争入札の対象とすることができるものとする。
 - ② 指名競争入札の適用範囲の拡大
通常、指名競争入札は請負対象金額500万円未満の工事に適用しているが、災害復旧工事等については、事後審査型制限付一般競争入札の対象範囲に関わらず、指名競争入札による発注を選択できるものとする。
- (2) 現場代理人の配置（常駐）の特例
暫定的な措置の取扱いを改め「現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて」（令和4年4月8日通知）により取り扱うものとする。